

生	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

生 企 第 3 6 8 号
令 和 6 年 1 2 月 2 6 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

特定の強盗事件発生時における報告について

金融機関等、コンビニエンスストア等、タクシー、住宅等を対象とする強盗事件（以下「特定の強盗事件」という。）については、下記のとおり、その種別ごとに報告の様式を定めたので、令和7年1月1日以降に発生した事件から別記様式に基づき報告されたい。

なお、「特定の強盗事件発生時における報告について」（令和4年3月9日付け、生企第392号）及び「住宅対象強盗事件発生時における報告について」（令和5年2月2日付け、生企第266号）は廃止する。

記

1 報告を要する特定の強盗事件の種別

- (1) 金融機関等対象強盗事件（金融機関等とは、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫、農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び郵便局をいう。）
- (2) コンビニエンスストア等対象強盗事件（コンビニエンスストア等とは、コンビニエンスストア及びスーパーマーケットをいう。）
- (3) タクシー対象強盗事件
- (4) 住宅対象強盗事件
- (5) その他犯罪情勢に応じて、警察庁生活安全局生活安全企画課長が指定する強盗事件（報告様式は、別途定める。）

2 報告要領

特定の強盗事件を認知した時は、事件の概要を把握するとともに、速やかに現場に赴き、防犯体制、防犯設備の現状等を把握し、問題点等について防犯上の考察を行った上、事件の種別ごとに「別記様式」第1から第4までの記載例に従い、全ての項目について確実に入力し報告すること。この場合において、「別記様式」については、必要事項を入力し、エクセルファイル形式のままのデータを下記担当係宛てに送付すること。

※「別記様式」省略

担当：生活安全企画課犯罪抑止対策係